

令和4年 No.9

○東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

教員免許更新制の見直しによる教職大学院履修登録プログラムの対象者の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年3月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月24日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第7号

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成8年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：教員免許更新制の見直しによる教職大学院履修登録プログラムの対象者の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(履修登録プログラム)</p> <p>第9条の2 教職大学院に、現職教員の資質の向上に資することを目的として、履修登録プログラムを置く。</p> <p>2 履修登録プログラムは、<u>教育委員会が行う現職教員研修参加者</u>を対象とする。</p> <p>3 履修登録プログラムに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(履修登録プログラム)</p> <p>第9条の2 教職大学院に、現職教員の資質の向上に資することを目的として、履修登録プログラムを置く。</p> <p>2 履修登録プログラムは、<u>教育委員会が行う現職教員研修参加者及び教員免許状更新講習受講者</u>を対象とする。</p> <p>3 履修登録プログラムに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p>